主要な税制改正要望事項について (平成25年度)

平成24年10月19日 環境省副大臣 生方 幸夫

平成25年度 環境省税制改正要望事項

1. 公平で効率的な税制全体のグリーン化の推進

第4次環境基本計画に基づき、持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、公平で効率的な税制を実現。

- ・ エネルギー課税については、本年10月から段階的に施行される「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、エネルギー起源CO2の排出抑制対策を強化するとともに、他のエネルギー課税(揮発油税や軽油引取税等)についても、環境負荷抑制効果を適切に確保し、その税収を国・地方の森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策等に優先的に充当。
- ・ 車体課税については、現行の車体課税のグリーン化による環境効果を十分踏まえ、地球温暖化・公害対策の一層の推進、 汚染者負担による公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、関連する税制も含め総合的・体系的に一層のグ リーン化を検討。

2. 個別のグリーン化措置

(1) 低炭素社会

(環境投資)

- > 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)(法人税、所得税)【拡充·延長】
 - ・環境関連投資に係る法人税の特別償却等の特例措置について、風力発電設備の設備要件緩和、コージェネレーションに係る即時償却の創設、対象設備の追加(下水熱利用設備、バイオガス精製設備等)、税額控除の対象拡充(中小企業→全企業)、一部設備の税額控除率引上げ(7%→15%)などの拡充を行った上、適用期限を2年間延長。
- > コージェネレーションに係る課税標準の特例(固定資産税)【新規】
 - ・ コージェネレーションに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価額の1/3に軽減する特例措置を創設。

(省エネ住宅)

- ▶ 住宅の省エネリフォームに係る投資型減税(所得税)【拡充・延長】
 - ・ 一定の省エネ改修工事を行った場合、その工事費用の額と、当該工事に係る標準的な工事費相当額とのいずれか少ない 金額の10%を所得税額から控除する特例措置の適用期限を、2年間延長するとともに、対象工事を拡充。
- ▶ 住宅の省エネリフォームに係るローン減税(所得税)【拡充】
 - ・ 一定の省エネ改修工事を含む増改築工事費用に相当する住宅ローンの残高のうち、特定の省エネ改修工事分の2%を5年間にわたり所得税額から控除する措置の対象工事を拡充。
- ▶ 既存住宅の省エネ改修に係る固定資産税の軽減措置(固定資産税)【延長】
 - ・ 既存住宅において、一定の省エネ改修工事を行ったものについて、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅 に係る固定資産税の税額から3分の1を減額する措置について、その適用期限を3年延長。

2. 個別のグリーン化措置

(バイオ燃料)

- > バイオディーゼル燃料等の軽油引取税に係る課税標準の特例(軽油引取税)【新規】
 - ・ バイオディーゼル燃料を混和して製造された軽油について、特約業者が販売業者を通して販売する場合に、その 製造に使用されたバイオディーゼル燃料に相当する軽油引取税を軽減する特例措置を、創設。
- ▶ バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例(揮発油税、地方揮発油税)【延長】
 - ・ バイオマス由来燃料を混和して製造されたガソリンについて、バイオマス由来燃料に含まれるエタノールに相当する揮発油税及び地方揮発油税を軽減する特例措置の適用期限を、5年間延長。

(自動車インフラ)

- > 低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)【延長】
 - ・ 低公害車(燃料電池自動車及び天然ガス自動車)の燃料供給設備(水素充填設備及び天然ガス充填設備)に係る固定資産税の課税標準の特例措置(3分の2)の適用期限を、2年間延長。

(2)循環型社会

- ▶ 廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の特例(法人税、所得税)【新規】
 - ・ 現行17年とされている廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数を、実態に合わせ短縮。

(3) 自然共生型社会

- ▶ 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率の特例(狩猟税)【延長】
 - ・ 鳥獣被害防止特措法に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置(2分の1)の適用期限を、3年 間延長。

(4)安全確保社会

- > 汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度(譲渡所得の課税の特例)(所得税、法人税)【新規】
 - ・ 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設の設置に際して、簡易証明書を発行することで、 土地等の所有者が譲渡所得の課税の特例を受けられる仕組みを導入。

(5) その他(基盤的施策)

- > 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(法人税、所得税)【拡充】
 - ・ 試験研究費の総額に係る税額控除に係る限度額について、法人税額の20%(現行)から30%(平成21年度から23年度の水準)に再度引上げ。

税制全体のグリーン化の推進

現状•課題

- ●低炭素社会をはじめとする持続可能な社会の実現のためには、あらゆる施策を総動員する必要があり、 税制はその有効な政策ツール。
- 第4次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、「税制については、諸外国の状況も含め、 エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等による環境効果等を総合的・体系的に調査・分析 することにより、税制全体のグリーン化を推進する」こととされており、持続可能な社会の構築に向けて、 税制面からの一層の推進が必要。

税制措置

第4次環境基本計画に基づき、持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、公平で効率的な税制を実現。

- エネルギー課税については、
 - 本年10月から段階的に施行される「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、エネルギー起源 CO2の排出抑制対策を強化するとともに、
 - ・他のエネルギー課税(揮発油税や軽油引取税等)についても、環境負荷抑制効果を適切に確保し、 その税収を国・地方の森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策等に優先的に充当。
- ▶ 車体課税については、現行の車体課税のグリーン化による環境効果を十分踏まえ、地球温暖化・公 害対策の一層の推進、汚染者負担による公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、関連する税制も含め総合的・体系的に一層のグリーン化を検討。

期待される効果

- ▶持続可能な社会の実現に寄与
- ▶環境関連産業の成長を通じた経済活性化

廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮

現状•課題

廃棄物処理業用設備(パワーショベル等)は、現行の法定耐用年数(17年)より早期に更新されている。



実態に合った減価償却が困難



計画的な設備投資・事業展開といった安定的な経営が阻害



廃棄物の適正処理 に支障のおそれ

※主な廃棄物処理業用設備の例





<ブルドーザー> <パワーショベル> (廃棄物の選別・投入、盛土、整地に使用)

同様の設備は、**建設業用設備としても使用**されているが、平成20年度税制改正後、<u>耐用年数は大きく</u> <u>乖離</u>。

- ●平成20年度税制改正前
- ブルドーザー、パワーショベル等の自走式作業用機械設備(建設業、廃棄物処理業共通) 5年
- ●平成20年度税制改正後

建設業用設備

<u>6年</u>

廃棄物処理業用設備 17年(※実態は遙かに短い)

税制措置

現行17年とされている廃棄物処理業用設備に係る

法定耐用年数を実態に合わせ短縮

する。

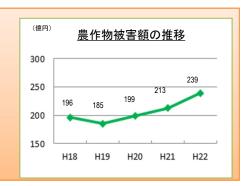
期待される効果

必要な設備の更新や新たな設備投資・事業展開に向けた基盤の確保 →廃棄物の適正処理の確保

対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率の特例の延長

現状•課題

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害は依然として深刻であり、対策が急務。
- 各市町村においては、鳥獣被害防止特措法に基づき、被害防止の実践的 活動を担う実施隊の設置が進められており、その中でも、対象鳥獣捕獲員※2 は、効果的な捕獲に重要な役割を担っており、担い手確保が不可欠。
- しかしながら、狩猟行為に一定の制約を受けること等の理由から、対象鳥獣 捕獲員の確保は困難な状況。



税制措置

対象鳥獣捕獲員に対する狩猟税 の負担軽減措置を延長し、引き続き担い手の確保を図る。

【特例措置の内容】

- (1) 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を通常の税率の2分の1とする。
- (2) (1)の登録を受けている者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合に受ける狩猟者の登録に係る狩猟税 の税率を通常の2分の1とする。

期待される効果

▶対象鳥獣捕獲員数の大幅な増加を促し、捕獲体制の整備 が一層推進される。



▶鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減が図られる。



- ※1狩猟税:鳥獣保護法に基づき、狩猟免許を有する者が、狩猟をする区域を管轄する都道府県知事に狩猟者登録をする際にかかる目的税。 税率:網猟免許又はわな猟免許(8,200円)、第一種銃猟免許(16,500円)、第二種銃猟免許(5,500円)
- ※2対象鳥獣捕獲員:実施隊員であって、主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として、市町村長により指名又は任命されたもの。5

汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度(譲渡所得の課税の特例)

現状•課題

- ●放射性物質汚染対処特措法に基づき、現在、除染等の措置や、汚染廃棄物処理の推進が図られているところ。
- ●除染等の措置によって生じる除去土壌等を一定の期間保管する中間貯蔵施設や、事故由来放射性物質により汚染された指定廃棄物の最終処分場等については、国の責任で整備することとしており、来年度、施設整備に向けた用地取得を行う予定。
- ●必要な用地の確保に向け、地権者との円滑な用地交渉のためにも、譲渡所得の課税 の特例を、簡易に証明する制度を導入することが必要。

税制措置

- ●国が設置する汚染廃棄物等の処理施設(中間貯蔵施設、指定廃棄物の最終処分場等)について、必要な用地を任意に買収する際に、公共事業施行者が簡易な証明書を 出すことで譲渡所得の特例が受けられるようにする(簡易証明書制度への追加)。
 - ※譲渡所得の特例については、平成24年度税制改正で措置済み。

期待される効果

●簡易証明書制度への追加によって、国が設置する汚染廃棄物等の処理施設(中間貯蔵施設、指定廃棄物の最終処分場等)の用地交渉の円滑化が図られることが可能となる。